

建築確認が必要な建築物（新築の場合）

用途・規模等の種別	審査機関	
	都市計画 区域内	都市計画 区域外
<p>法別表第1(い)欄の特殊建築物で 当該用途の床面積が200m²超のもの (例)劇場、病院、ホテル、共同住宅、店舗、倉庫、車庫など</p>	県	県
<p>階数が2以上のもの 又は 延床面積200m²超のもの (木造で階数2以下かつ、延床面積300m²以下かつ、高さ16m以下ものを除く)</p>	県	県
<p>木造で階数2以下かつ延床面積300m²以下 かつ高さ16m以下のもの (平屋で、延床面積200m²以下ものを除く)</p>	市	市
<p>平屋で延床面積200m²以下のもの</p>	市	不要

※準防火地域以外の地域における、10m²以内の増築、改築、移転は建築確認申請が不要です。

※土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)内で建築する場合は、建築確認申請が必要な場合があります。

※表中の県は「長野県飯田建設事務所建築課」を、市は「飯田市建設部地域計画課」を示します。